

耐震関係補助制度

昭和56年5月31日以前に建てられた建物は、古い基準により建築されたため、多くの場合、現行法の耐震基準に適合していません。

ご自宅や親御さんのお宅はいかがですか。立っていることが困難な巨大地震が起きれば、古い木造住宅は倒壊する可能性が高いといわれています。建物が倒壊すれば、圧死のおそればかりでなく、多くの人たちの避難を妨げることにもなります。

そこで知立市では、住宅耐震化を推進するため、昭和56年5月31日以前に建てられた住宅を対象に補助制度を設けています。対象住宅を所有する人は、まずは家の強さを知ることができる無料耐震診断の受診をお願いします。

過去に県内で補助制度を活用して耐震改修を実施した業者等(施工業者、設計者および住宅の概要)の情報は、
○愛知県建築物地震対策推進協議会ホームページ
<http://www.aichi-jishin.jp/before/gyosya.html>

「市町村補助木造住宅耐震改修工事実施業者の一覧」で参考として紹介していますのでご覧くださいか、市に直接お問合せください。

なお、空家もしくは倉庫等として使用している場合や、補助金の交付決定前に請負契約および工事着手した場合は補助が受けられません。

そのほか詳しい内容はお問合せいただくか、市ホームページをご覧ください。

▶申込み・問合せ 建築課 建築係 (☎95-0128)

令和2年度住宅等に対する耐震関係補助制度概要 ・すべて申込期限は本年12月末まで。予算がなくなり次第終了します。

概要		補助額等	備考(対象となる建築物の条件等)		
耐震診断	木造住宅	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅に対して専門家を派遣して耐震診断を行う。	市が行い、個人負担無料です。		
	非木造住宅	昭和56年5月31日以前に着工された非木造住宅に対して耐震診断の費用の一部を補助する。	いずれか低い額 ・耐震診断費用の2/3(一戸建、一戸建以外共通) ・延べ床面積(m ²)×延べ面積当たり単価※×2/3(一戸建以外)		
耐震改修	木造住宅	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震改修の費用の一部を補助する。	一般耐震改修 工事費と設計費：かかった費用(限度額120万円) ※限度額のうち設計費の限度額10万円		
			段階的耐震改修 一段目 工事費：かかった費用(限度額60万円)		
	二段目 工事費：かかった費用(限度額40万円)				
非木造住宅	昭和56年5月31日以前に着工された非木造住宅の耐震改修の費用の一部を補助する。	一戸建の場合 ・33,500円×延べ面積×23%×2/3 一戸建以外の場合は別に定めあり。	耐震診断において判定値が1.0未満である木造住宅を耐震改修により判定値を1.0以上かつ1.0未満の階別方向別上部構造評点を、判定値に0.3加算した数値以上とすること		
解体	木造住宅	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の解体の費用の一部を補助する。	解体費：かかった費用(限度額20万円)	耐震診断において判定値が0.4以下である木造住宅を耐震改修により判定値を0.7以上かつ1.0未満とするもの	
耐震シェルター	木造住宅	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅において耐震シェルター設置費用の一部を補助する。	耐震シェルター	かかった費用(限度額30万円)	1段目の耐震改修工事、または平成25年3月31日までに簡易耐震改修工事を実施し、補助金の交付を受けた木造住宅を総合判定の判定値又は評点を1.0以上とする2段目の耐震改修工事
			防災ベッド	かかった費用(限度額15万円)	
耐震診断	非木造住宅	昭和56年5月31日以前に着工された非木造住宅の耐震改修の費用の一部を補助する。	耐震診断において安全な構造でない判断されたもの 一戸建：補助限度額 1戸当たり80万円 一戸建以外：詳細についてはお問合せください。		
解体	木造住宅	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の解体の費用の一部を補助する。	解体費：かかった費用(限度額20万円)	耐震診断において安全な構造でない判断されたもの 一戸建：補助限度額 1戸当たり80万円 一戸建以外：詳細についてはお問合せください。	
耐震シェルター	木造住宅	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅において耐震シェルター設置費用の一部を補助する。	耐震シェルター かかった費用(限度額30万円) 防災ベッド かかった費用(限度額15万円)	申請時における年齢が満65歳以上であること 又は身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の交付を受けている方や介護保険法に規定する要介護認定を受けた方等、地震発生時に避難することが困難な方であること 耐震診断において判定値が1.0未満であること	
アスベスト対策	建築物	アスベスト含有の吹付け建材が施工されている恐れのある建築物の、アスベスト含有の有無を分析調査する費用の一部を補助する。	対象建築物の分析調査に要する経費で、分析による調査を実施する機関に対して支払う費用(限度額15万円)	対象建築物：市内に存する建築物(国、地方公共団体その他の公の機関が所有するものを除く。)のうち、アスベスト含有の恐れがある吹付け建材が施工されている恐れのある建築物	
ブロック塀等撤去	ブロック塀等	道路および公共施設の敷地に面する該当ブロック塀等の撤去を行う場合に、ブロック塀等撤去費の一部を補助する。	いずれか低い額の1/2(限度額10万円) ・ブロック塀等の撤去に要した費用 ・撤去したブロック塀等の延長(m)×10,000円	道路および公共施設の敷地に面する道路からの高さ1m以上かつ組積造の部分が60cm以上のブロック塀等の所有者が、ブロック塀等の撤去を行う事業であること	

